

日韓財産請求権問題の処理に关し検討を要する問題点

33

11

17

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

日韓財産請求問題の処理にあたり検討を要
する問題点

(昭和23.11.17)

1 日韓合戦において、韓国側は、日本国又は日本國民が所有
又は管理したすべての財産の財産であつて在韓米軍政府の管
轄内に所在したものは、1945年12月5日付在韓米軍政
府指令第55号により在韓米軍政府に帰属し、ついで1946
年9月12日に署名された「アメリカ合衆国政府と大韓民衆
政府との間の財政および財産に関する協定の叙述」により大
韓民衆政府に譲渡されたものであるが、日本は、平壤協定第
4条7項により、在韓米軍政府により、又はその指令に従つ
て行われた日本国およびその國民の財産の処理の効力を承認
したのであるから、下記の諸財産および利益が韓国に帰属す
るものであることを認めるよう要求するものと予想されて
いるが、

Ⅰ 下記の諸財産および利益は、法理上、法令第55号によ
り在韓米軍政府に帰属したことになるのか。

Ⅱ 韓国の國內法上、下記の諸財産および利益が在韓米軍政
府に帰属し、ついで韓国に譲渡されたものであるとされる
場合には、わが国は、平壤協定第4条7項において、在韓
米軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国お
よびその國民の財産の処理の効力を承認したことにより、
上記のことを韓韓間の主権を認めなければならぬことと

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

なるのか。

(1) 法令第 33 号の適用期間中その適用地域内（在韓米軍司令部の管轄内。以下同じ。）に所在したが、現実に在韓米軍政府により占有を^{（現）}取得せられることなく、わが國の領域内に所在を移転した有体財産（巻紙を含む。）。

(2) 同上の期間中、同上の地域内に~~経緯~~経緯を有していた船舶。

(3) 同上の期間中、同上の地域内に本店その他主たる事務所を置いていた法人の株式、出資、持分その他の社員権ならびにその在日資産。

(4) 國又は内地に本店その他主たる事務所を設けている法人が同上の地域内に設けていた~~管轄~~管轄又は店舗に對して同上の期間中有していた債権。（國又は当該法人の在韓資産をもつて当該債権が充足されることができた場合にはどうか。）

(5) 内地に本店その他主たる事務所を設けている法人の株式、出資、持分、その他の社員権を裏書する証券、ならびに社債券等で、同上の期間中同上の地域内に所在したものの。

2 韓國は、朝鮮における承継國としての立場に基くとの主張に関連して、下記のととを請求をも行つてゐるが、この請求

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

核主張は、法理上いかなる程度まで容認せらるべきか。

- (1) 旧朝鮮總督府の在日資産の返還（旧朝鮮簡保年金等の官
営事業を含む。）
- (2) 旧朝鮮銀行券の在日発券準備の返還
- (3) 日本銀行券及び日本政府紙幣の代り金の清算

成る教育その一

（一）教育の目的

（二）教育の手段



（三）教育の成果

（四）教育の環境

（五）教育の将来

（六）教育の意義

（七）教育の責任

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）



る後知

事蹟を以て、近き全数に於て

既述に及する邦人の持分

を、國人の合計に反する

を、政府の決意を以て、

既述

政府の財政に及する利益

を、政府の利益

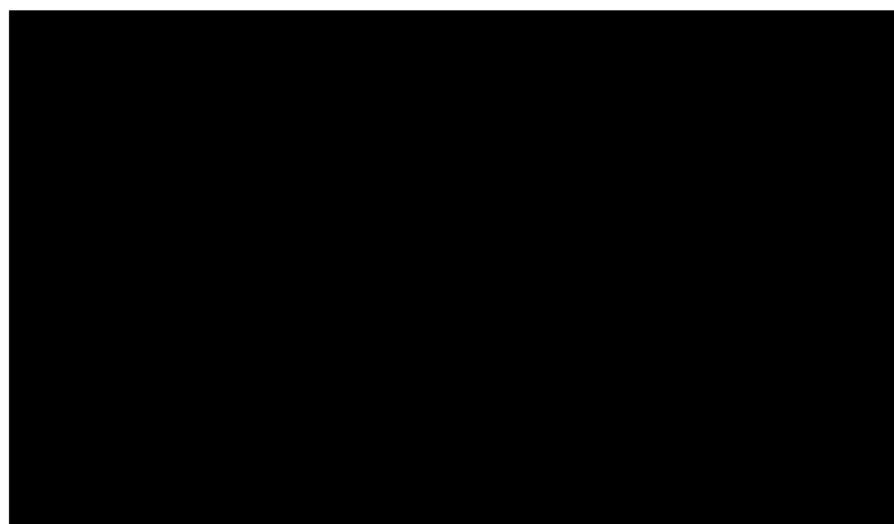
を、邦人の利益に反する

既

政府の、邦人の利益に反する

邦人の利益に及する利益

政府の利益に及する利益



第
二
章
人
類
學
的
發
展

人 國 府 署 署 中 領 事 館 正 門 前 有 一 大 空 間 可 容 許 多 車 輛 停 車
 下 午 四 時 許 該 人 乘 的 士 站 在 本 報 社 前 街 上 大 聲 叫 喊 不 准 進 入

$$\begin{array}{r} 12 \\ 3 \overline{) 36} \\ \underline{36} \\ 0 \end{array}$$

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

ある。

以上で、この法律の目的は、その目的を達成するため、

本法の施行に必要とする事項を、本法の施行に際しては、

し、本法の施行に必要とする事項を、本法の施行に際しては、

本法の施行に必要とする事項を、本法の施行に際しては、

本法の施行に必要とする事項を、本法の施行に際しては、

本法の施行に必要とする事項を、本法の施行に際しては、

ある。

本法の施行に必要とする事項を、本法の施行に際しては、

本法の施行に必要とする事項を、本法の施行に際しては、

(別紙二参照)

在日朝鮮人の組織問題に關する基本方針（案）

昭和二十七年四月五日付の「在日朝鮮人の組織問題に關する目

録」を今回の委員会に於ける討論の基礎とすることを乞ふ。

在野方針による行動する。もし在野が在野を討議の基礎とするより

在野する場合には、在野、左翼方針に服従せしめるより行動する

要

「在野方針」の組織は、太平洋戦争の期間の終止の目前から、

在野、日本國に在野を有した朝鮮人に限られ、その他の在野

一般の在野による。

（一）本邦の産業を振興するに資するもの。

（二）本邦の産業を振興するに資するもの。

（三）本邦の産業を振興するに資するもの。

（四）本邦の産業を振興するに資するもの。

（五）本邦の産業を振興するに資するもの。

（六）本邦の産業を振興するに資するもの。

（七）本邦の産業を振興するに資するもの。

（八）本邦の産業を振興するに資するもの。

（九）本邦の産業を振興するに資するもの。

[illegible]



[illegible]

第四條

本法人の目的は、

第五條

本法人の業務は、

第六條

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第二十一條

第二十二條

第二十三條

(定款) 附則

第二十四條

の 日本王立銀行

第五節

の 日本人（個人）を主とする

所有の日本王立銀行（公
債、証券、株式その他の有価
証券）の管理

の 日本王立銀行の銀行法に
基づいて設立されたものから、
除外される。

の 日本王立銀行の銀行法に
基づいて設立されたものから、
除外される。

の 日本人（個人）を主とする

所有の日本王立銀行（公
債、証券、株式その他の有価
証券）の管理

の 日本王立銀行

の 日本人（個人）を主とする

所有の日本王立銀行（公
債、証券、株式その他の有価
証券）の管理

の 日本王立銀行の銀行法に
基づいて設立されたものから、
除外される。

の 日本王立銀行の銀行法に
基づいて設立されたものから、
除外される。

第五節

の 日本人（個人）を主とする
所有の日本王立銀行（公
債、証券、株式その他の有価
証券）の管理

の 日本王立銀行

の 日本人（個人）を主とする
所有の日本王立銀行（公
債、証券、株式その他の有価
証券）の管理

の 日本王立銀行の銀行法に
基づいて設立されたものから、
除外される。

の 日本王立銀行の銀行法に
基づいて設立されたものから、
除外される。

の日本國政府の責任を
 であるとも認められ
 ぬ。この責任を
 英國の地方官署に
 負せしめられ、
 人道上の観点から日本
 國に對して取扱する。

[illegible][illegible]

(4) 戦時中、軍用物資の生産
資金及び死傷者の救済
した者に対する特種金等の
支給

おとあじ

(4) 戦時中、軍用物資の生産
資金及び死傷者の救済
した者に対する特種金等の
支給

(6) 費用外諸者に對する賠償金償還金の返還

支 出

(7) 韓國人が本邦及び日本

占領地境上り越境の際、
寄託せしめられた金銀の
償還

(8) 朝鮮國庫、漢文金代金
の償還

日本國境に準じて支払す。
軍費については日本國民と
同様の取扱ひとする。

朝鮮國が繼承した十六項目
の財産は不明であるが、この
中には日本國庫あるに似
て朝鮮國に對する韓國人本邦
の債務（債權）を含むもの
があると認められるので、彼
の方針の下に返還をせよ。
韓國人が朝鮮國を合議的
に日本國庫に對して有した債
權を認める。

（なお、朝鮮國が繼承する
日本國庫の債務については
支拂うべきとの意見もある）

ただし、貸付金のほか
貸附金の郵便貯金及び預金
大蔵省が保管している未払
給付金を含む

本邦引越韓國人の韓國預

金
朝鮮國の軍費に上り支拂
られるもの

会社に対する負債

[illegible][illegible]

10

第六條

本國國民所有の日本法人
の株式又はその他の証券の
取得

第七條

前條の制限は又該國の
より他の本國國民の取得

第八條

前條の制限及び前條の期間

第九條

前條の

第十條

第三國所有の該國法人
の株式又はその他の証券

第十一條

本國國民 日本人及び

取得する

本條上の制限の果敢の適用
を要する。

本條

該國人又は該國の果敢の適用
を要する。本條上の制限の
適用を要する。

本條上の制限の適用を要する。
本條上の制限の適用を要する。
本條上の制限の適用を要する。

本條上の

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

日本赤十字会
日本赤十字会
日本赤十字会

別紙二

韓国が主張している対日請求権の内容と金額

第一項 昭和二十七年庚辰秋露山項目 昭和二十七年二月五日韓国が請求した項目 対日請求及び賠償の請求事項	(一) 昭和二十七年庚辰秋露山 昭和二十八年三月、韓国の全領土を一つとして 示した手紙、その手紙の内容	補足資料 手紙の金額は推定数字
第二項 韓国より渡来したる古書籍 美術品、骨董品、その他国宝、他國 原産及び地金と地銀を返還すること	(一) 韓國國家、歴史的文書、美術工 芸品、古書籍その他 (返還請求) (二) 日敵横暴打合せの件 (三) 韓國地圖原板、家訓地圖及び海國 遠征請求 (日敵横暴打合せの件)	(一) 韓國文化財の評價困難である (二) 海國原板の日本に存在し、地 形圖及び地直圖の原板は存在しない (三) 朝鮮銀行に於ける地金一九〇元 至一九二四年半間における日 韓古貨二億五千万の差額 (四) 韓國側出版物による (五) 総取引価格一グラム三円八五支とし (計 九六二五〇〇〇〇〇円)
第三項 第一九四五年八月九日現在日本政 府の朝鮮總督府負債を返済すること 内訳 (一) 朝鮮總督府府金管理局の大蔵省預 金部に対する勘定 (二) 簡易生命保険株式会社預金 (三) 同 倉庫金 (四) 朝鮮年金庫正金預金部預金 (五) 大蔵省預金部倉庫預金	(一) 郵便為替貯金韓國側受け取り勘定 一四二五九六二八八円 (二) 貸借決裁基準の日後に於ける韓國 側受け取り勘定 一七五八四八四三三 (三) 簡易生命保険關係受取金 五九一五五二九六四円 計 二七四、〇〇〇、〇〇〇円	朝鮮總督府特別会計より対日移送 の対日入金がある資金 (計 一、一八五、〇〇〇、〇〇〇円) (二五、一八五、〇〇〇付S.A.D.P.) (三、〇〇〇、〇〇〇円)
第四項 第一九四五年八月九日現在韓国に 在る日本主上の手続所ありたる日本 人の日本にある財産を返還すること	(一) 朝鮮總督府、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行 行、朝鮮信託株式會社、朝鮮金融信 託會社、の在日本財産 (その実態 並にその管理状況の照会を件) (二) 在韓本社法人三田九社の在日本財産 (その管理、清算状況及び同所右有価 証券再発行状況の照会を件)	(一) 朝鮮總督府在日本財産推定 (計 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円) (大蔵省資料) (二) 在外会社在日本財産推定 (計 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円) (大蔵省資料)

	(3) 朝鮮銀行の利率在日分還元 (その方法及時期に対する日本側意見照会案件) (注) 一、多額の金に占められし二、三の金に占められしものなり (4) 下関にある朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産の返還。(その方法に対する日本側意見照会案件) (5) 旧朝鮮総督府東京出張所資産(朝鮮総督府鉄道局員共済組合財産の返還)(その管理状況照会案件) (6) 東京にある朝鮮銀行支店維持財産の左日財産の返還。(その管理状況に対する照会案件) (7) 旧王室財産を韓国国有化に関する件	評価困難 昭和二十六年政令によつて清算並に物売却代金(三九、五三〇、〇〇〇円)(元時決整理人による) 評価困難
第五項 韓国民(法人を含む)の日本国又は日本国民(法人を含む)に対する日本の国債、公債、日本銀行券、朝鮮銀行券の収金及びその他の請求権を決済すること。	(1) 韓国民(法人を含む)所有の日本国債証券(公債、社債、株式その他証券の償還、その他取扱い方法に関する日本側意見照会案件) (2) 韓国内にありて交換回收したSCAP要請並に日本銀行員立会の下に應申せる日本銀行券及び日本銀行券の代り(公債、社債、株式その他証券の償還)に関する時期に對する日本側意見照会案件 (3) 朝鮮銀行の金及び金貨の回収に對し日本政府に請求すべし出金金貨の返還に對し日本銀行に對する請求金一五八、八八二、四四二圓を請求 (4) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦没者、捕虜、及び天災被害者、各該救済可能)に對する平和基金等措置に對する日本側請求又は意見 (5) 太平洋戦争中の韓国人被徴用労働者(一、本四六、九三三、三三三現在申告者数一五、二五二名内徴用中死亡者一、六〇三	(1) 韓国側の日本公社債保有額 一、計一五、五三〇、〇〇〇円 (2) 韓国側出版物の返還 (注) 上記は韓国側の返還の請求額 (3) 計一五、五三〇、〇〇〇円 (4) 大蔵省資料によれば (5) 計一五、五三〇、〇〇〇円

名、同員傷者約七、〇〇〇名（未確定
数にても、名証提出可能）に対する
諸未払金及び吊慰金等。（その積置
に關する日本側対策又は意見）

(6) 韓國人被徵用勞務者に対する諸未
払金供託分に対する資料。

(7) 韓國人が日本及び日本占領地域ま
り歸國の時、当該日本官憲に強制
的に保管寄託せる日本銀行券、日本
軍票、日本政府紙幣等の清算
（その保管状況及び同代り金清算方
法並に時期）に対する日本側専門的
意見）

(8) 諸未払金項目別総算金額表示並に
に日本側資料と照合依頼の件

算定不能

- (一) 朝鮮實業株式会社法文部代金
前渡金 六一八、〇〇六、七四
- (二) 京城電気株式会社 二、二〇六、〇八八、四
- (三) 朝鮮電気株式会社 八、〇一〇、一六四
- (四) 西鮮合同電気株式会社 一、三二六、〇三、四
- (五) 慶應前急管四 二、八二八、〇六、四
- (六) 馬車金種馬代金前渡金 八、四一七、四、五、四
- (七) 在外日本軍部機關の供託金等 一、九三三、九三、四
- (八) 麻薬代金未収金（日本厚生省外） 一、三九八、五五、五、四
- (九) 交通部還債兼軍券代金未収未
収金 三、一九八、〇三、六、四
- (10) 林産物供出代金未収金 五、九六六、六二、七、四
- (11) 朝鮮食糧管理署未収金 五、五九八、五五、四、三、四
- (12) 水利組合連合会關係未収金 八、八二一、〇、四
- (13) 農地開墾勞働工等前渡金 二、五五五、五、四、二、四
- (14) 農工品代金未収金 五、五六六、三三、一、四

	(五) 放送局法文品代金前渡金 一一五、六〇四円 (六) 専売局関係未収金 五一四〇、一二四円 計 一二六、五二六、三九四 (七) 日本私営保険会社及び金融機関 に対する債権) (一) 韓国人加入者に対する日本十元 生命保険会社の生命保険責任準備 金 四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円 (二) 同 未経過保険料提算 五、〇〇〇、〇〇〇円 (三) 十三福宮保険会社カ未払保険金 七、三〇五、四八八円 (四) 同十三会社に対する朝鮮火災 海上保険会社カ再保険回収金 一、〇〇三、三六九、〇八三 (五) 日本側在韓支店銀行の預金並 びに為替預戻しその他雑費代払 金 二、二七六、六八七、二二五 (六) 日本内銀行に対する個人預金 六、二五六、六三〇、七六六 (七) 日本内銀行の発行せる送金為替 にして貸付取らざりし分 七、九六八、五九、六六七 計 七、〇二四、〇八三、七九八、八四	
第六項 韓国民(法人を含む)所有の 日本法人の株式及びその他の証券を 法的に認定すること		
第七項 前記の諸財産又は請求権より生 じた諸果実を返還すること		
第八項 前記の返還及び決済は協定成立 後即時開始し遅くとも六ヶ月以内に終 了すること		

合 計 一、八七、八三、二五五、六三四、八四 円

(注)

本合計額には、金地金を除く、第一項の各項目及び第四項の(4)、(5)、(6)、(7)は算入されてはいない。

第五項の(1)の附録帳簿と、(2)の在外会社の資金の大部分は有価証券の約七〇億円で成つており、第五項の下段の韓国の公社債保有額推定一、五億四千億圓と推定するものと、累計額二五、八三、五五、六五四、八四四から重複推定額七、〇億圓を控除した一八、八三、五五、六三、四八四圓を合計額として計上した。

なお、韓国側が正式提示を留保している諸項目及びその概算金額としてあげておいたのとおり。

(昭和二十八年度会談提示)

一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金 約五〇、〇〇〇、〇〇〇 円

二 第三国駐在の韓国人へ法人をも含む財産回収又は補償 五、〇九、四六、二四六 円

三 (1) 日本法人に対する韓国内金融機関の滞り貸付 二一、二四、一七六 円

(2) 日本人に対する韓国内金融機関の滞り貸付 一、一六、五六、二六 円

(3) 日本法人並びに日本人に対する仮払金 一六、二二、〇二一 五 円

(4) 日本法人並びに日本人の未納税金 一、七六、一七二 〇 円

(5) 貿易補償金 一、〇二、五七、七五〇 円

(6) 貿易保当金 二、三三、三九、八八三 円

(7) 軍事行動に因る被害 一、〇五、五五、六二二 五 六 円

(8) 強制徴収並びに疎開による被害 二、三三、五八、五五三 五 円

(9) 一九四五年八月九日以後日本官吏の威権行為による被害 一、八四、八八、四三三 七 円

(10) 強制供出による被害 一、八四、八八、四三三 七 円

(11) 公益団体の没収並びに企業整備による被害 一、八四、八八、四三三 七 円

合 計

総 計

計上額九四、八八、四三三、七五〇 円

別添2

韓国 の 対 日 請 求 権 の 内 容 と 金 額 (但し推定額を含む)

(大蔵省、理、外)

昭和二十七年度会談提出項目 — 韓日両財産及び請求権協定要綱 —	昭和二十八年度会談提出項目 (但し正式提示を担保する項目を除く)	日本側負担の推定	韓国に対する債権額 (在日私有財産を除く)
一、 韓国より運び来れた書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原図及び地金と地銀を返還すること。 朝鮮銀行による地金9/907年 ～ 1945年対日移出 (約2億5千万グラム終戦時 金/グラム 公定価格3円8 5)	(1) 韓国国宝、歴史的記念物(美術工芸品、古書籍その他)返還請求に關し目録提示打合せの件 (2) 韓国地図原図、案測地圖及び海圖 返還請求に關し目録提示打合せの件 (対日移出金 恒格計962,504,000円)		
二、 1945年8月9日現在日本政府の対朝鮮総管府負債を返済すること。	(1) 郵便為替貯金韓国側受け取り勘定 1,475,967,080円 (2) 貸借決裁基準の日後における韓国側受け取り勘定 173,846,433円 (3) 簡易生命保険関係受取金 391,352,964円 計 2,041,166,477円	(1) 郵便貯金関係債務 234,177,408円 (3) 簡易保険及び郵便年金の朝鮮人介導備金 119,281,800円	預金部による地方債、社債等引受額 414,171,32,600円 預金部による道府、營団等に対する貸付金 151,152,870円 終戦時における朝鮮郵便官署の資金残高 507,063,604円
三、 1945年8月9日以後韓国より付替又は送金されたる金銀を返還すること。			

四、 1945年8月7日現在韓国に本店又は主たる事務所のある法人の日本にある財産を返還すること。

(1) 1945年7月30日付SCA PIN 74号による特定在韓活動閉鎖機関(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会)の在日財産の実体並びにその管理状況照会の件(閉鎖機関財産推定 8,000,000,000円)

(2) 朝鮮銀行券発行準備在日分還元方法及び時期に対する日本側意見

(3) 戦争終結直後朝鮮銀行が立替支払いたる日本政府一般会計歳出国庫金742,859,002円及び日本銀行に対する債権金158,888,842円清算方法及び時期に対する日本側専門的意見

計 901,748,844円

(4) 1945年9月22日付SCA PIN 45号及び1948年11月17日付SCA PIN 1965号に開選する在韓会社349社の在日財産管理、清算状況及び同所有価証券再発行状況照会の件(在外会社財産推定 1,000,000,000円)

(5) 旧李王家財産韓国国有化に關す

(1)と(4)

閉鎖機関及び在外会社の残余財産に対する朝鮮人株主の持分

20,000,000円(推定)

(注) この金額は昭和25年政令第22号によつて大部分供託されている。若干増加するものと見込まれる。

(3) 朝鮮銀行(日銀代理店)による国庫金の立替払額

742,859,002円

	る件通知 (6) 朝鮮漁業組合連合会中水会在日 資産等返還方法に関する日本側意見 照会の件 (7) 旧朝鮮総督府東京出張所資産(朝 鮮総督府鉄道局員共済組合財産)管 理状況照会の件 (8) 朝鮮英学会維持財団在日財産現 況に関する照会の件		
五、韓国国民(法人を含む)の日本国 又は日本国民(法人を含む)に対す る日本国債、公債、日本銀行券、 徴徴用韓人の未収金及びその他の清 求権を決済すること。	(1) 韓国人(法人を含む)所有の日 本国債証券(公債、社債、株式その他 証券)償還その他取扱方法に関す る日本側意見照会の件(韓国側資料 (出版物)による韓国国公社債保有 額 10,500,000,000円) (2) 韓国内において交換回収した 4P 零貨並びに日本銀行国立会の下 に焼却せる日本銀行券及び日本政府 紙幣代り金清算方法並びに時期に対 する日本側意見 1,492,672,000円 (大蔵省資料) (3) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者 戦死者74,800名(未確定概数、 追々名簿提出可能)に対する弔慰金	(1)(イ) 登録国債 25,067,000円 (注) この金額は道立医院、府、 郡の所有にかかるとの大部分 で朝鮮人の所有にかかるとの額を (ロ) 非登録公社債(無記名国債、 無記名社債、財貨報告債等) 261,248,000円 (2) 朝鮮人所有分と推定される 日銀券(推定) 450,000,000円 (3) 朝鮮出身陸海軍に対処扶養分 (イ) 確長死亡者 18,370名 (ロ) 扶養金額 46,374,367円 (ハ) 復員者数 71,318名	朝鮮事業公債未償還額 2,323,325,000円 朝鮮銀行券 45,153,000円

等措置に關する日本側対策又は意見

(4) 太平洋戦争中韓国人被徴用勞務者

(1946年9月30日現在申告者
数105,151名内徴用中死亡者
12,603名、同負傷者約7,000名
但し、以上は未確定数たるも、追々
多量提出可能)に對する諸未払金及
び所屬金等措置に關する日本側対策
又は意見

(5) 韓国人被徴用勞務者に對する諸
未払金供託分に對する資料打合せの
件

(6) 韓国人が日本及び日本占領地域
より帰國の時、当該地日本官憲に強
制的に保管寄託せる日本銀行券、日
本軍票、日本政府紙幣等保管状況及
び同代り金清算方法並びに時期に對
する日本側專門的意見

(7) 諸未収金項目別概算金額提示並
びに日本側資料と照合依頼の件

(一) 朝鮮電業株式会社注文品代金前
渡金 6,187,067円

(二) 京城電氣株式会社
2,207,088円

(二) 復員者の未支給給与金等
44,941,748円
(4)と(5)

(1) 政府關係徴用勞務者に對す
る未支給給与等の供託分
4,351,060円

(四) 帰國朝鮮人勞務者に對する
未払賃金等供託分
10,005,537円

(6) 本邦引揚朝鮮人の税関預り
金 12,169,000円
(未払還給)
255,000,000円

(7) 商社の對韓債務
85,994,000円

	(三) 南鮮電氣株式会社 "	801,016 円	
	(四) 西條合同電氣株式会社 "	132,603 円	
	(五) 農地南務管国 "	282,806 円	
	(六) 馬事会種馬代金前渡金 "	841,745 円	
	(七) 在外日本郵政機関の供託金等	1,933,193 円	
	(八) 麻葉代金未収金(日本厚生省外)	12,985,725 円	
	(九) 交通部運輸策費代金の他未収金	31,980,386 円	
	(一〇) 林産物供出代金未収金	5,965,627 円	
	(一一) 朝鮮食糧管国未収金	53,995,432 円	
	(一二) 水利組合連合会関係未収金	88,910 円	
	(一三) 農地南務管国工事前渡金	255,542 円	
	(一四) 蒙工品代金未収金	3,563,321 円	

(五) 放送局注文品代金前減金

115,604 円

(六) 専売局関係未収金

5,140,174 円

計 126,476,239 円

(8) (日本私営保険会社及び金融機関に対する債権)

(一) 韓国人加入者に対する日本 / 9
生命保険会社の生命保険責任準備金
金 400,000,000 円

(二) 同 火災海上保険料概算

50,000,000 円

(三) / 5 損害保険会社の未払保険金
7,305,468.33 円

(四) 同 / 3 会社に対する朝鮮火災海上
保険会社の再保険回収金

10,030,696.83

(五) 日本側在韓支店銀行の預金並び
に為替組戻しその他雑費代金

227,638,722.25

(六) 日本内銀行に対する個人預金

6,236,638.76

(七) 日本内銀行の発行せる送金為替
にして受け取りたる分

日本側在韓支店銀行の預金並び
に為替組戻しその他雑費代金
227,638,722.25 円

(一) 日本生命以下 / 8 保険会社の
報告による保険準備金(若干
日本人分も含む)

108,469,000 円

(五) 在本邦本邦銀行の在朝鮮支
店預金債務推定

20,876,000 円

(六) 非居住者預金(昭和28年
8月現在) 1,812,000 円

(五) 在本邦本邦銀行の在朝鮮支店
朝鮮人に対する貸付金推定

83,276,000 円

	796,859,67		
	計 702,008,379,84		
六、韓国国民(法人を含む)所有の 日本法人の株式又はその他の証券を 法的に認定すること。			
七、前記の諸財産又は請求権より生 じた請求権を返還すること。			
八、前記の返還及び決済は協定成立 後即時開始遅くとも6ヵ月以内に終 了すること。			

合計 18,726,571,939,84 円

計 2,442,625,062 円

(注)1. 本合計額には、金地金を除く前項財産の(5)(6)(7)(8)、前五項の(3)-(5)は算入されていない。

(注)2. 前四項の(1)と(4)の内、韓国側及び在外会社の資産の大部分は有価証券(約70億円)から成っており、前五項(1)の韓国側のいわゆる公社債保有額105億円と重複するので、合計額25,726,571,939,84 円から70億を控除した18,726,571,939,84 円を合計額として計上した。

他に韓国側で正式提示を留保すると称する項目の概算

合計 15,010,761,367 円

総計 33,737,333,306,84 円

一、在朝鮮日本私有財産 71,312,994,000 円

内訳

企業財産 52,108,254,000 円

個人財産 19,204,740,000 円

一、在南鮮日本私有財産 9,983,819,000 円

注、南鮮北鮮の所在財産の割合を4対6と推定して在南鮮総財産額を算出し、更に朝鮮戦争による損失を65%と見込みこれを減額した。

43

秘密指定解除
公文書監理室

	五 韓 國 國 民 (一 法 人 と 合 名) の 日 本 國 又 は 日 本 國 民 へ 法 人 も 合 名 も 一 人 以 上 の 日 本 の 國 債 公 債 日 本 銀 行 券 被 徴 同 韓 人 の 未 收 金 及 其 他 の 諸 承 取 を 決 着 す る こ と
(3) 朝鮮銀行券等 行準備金 日金 還元 (4) 下関にある朝鮮 鮮通商銀行組合連 合会中央会在 日資産の返還 (5) 旧朝鮮總督府 東京出版所資産 産(朝鮮總督 府鐵道局局員 共済組合財産 の返還) (6) 東京にある朝鮮 鮮通商銀行維持 財団の在日財 産の返還 (7) 旧李王族財産 韓國國有化	✓(1) 韓 國 人 (一 法 人 も 合 名) 所 有 の 日 本 有 価 証 券 (公 債 社 債 株 式 そ の 他 証 券 の 償 還) (2) 韓 國 内 へ お い て 支 換 回 收 し S C A P 要 員 並 び に 日 本 銀 行 員 立 会 の 下 に 焼 却 し た 日 本 銀 行 券 及 び 日 本 政 府 紙 幣 代 り 金 の 清 算 (3) 朝鮮銀行が終 戦直後五曾松 した日本銀行 一般會計支出 國庫金の積算 及 び 日 本 銀 行 に 対 する 貸 越 金 の 清 算 (注) (1) の 項 を こ こ に 置 く と と は 必 ず し も 適 切 で な い か ら 社 北 ない) (4) 太平洋戦争中 の 韓 國 人 戦 傷 病 者 戦 没 者 七 四 八 〇 〇 名 へ 未 確 定 機 数 名 差 提出可能に 対 する 予 慰 金 等 措 置 に 関 する 日 本 側 決 策 又 は 意 見 計九〇一七四八 八六九三二四 一五八八八元 一三六四四五 七四二八五九 七四二八五九 二八六三二五 二六二二四八 一四九二六七二 昭和三十六年度公 にまつて清算 運物売却代金 三九五〇〇 評価困難 査録國債 二五、六六七 非登録公債 二六、二四八 上記計数は厚生 省の調査調査の 字である なお、戦傷病者 戦没者遺族機法 には朝鮮人と不適 用されるので支 給に当たっては特別 の法的措置を必要 とする。

(5) 太平洋戦争中 韓国人被徴用 勞務者(一八九 四六年九月三 十日現在申告 者数一〇五、一 名内徴用中死 亡者一、六〇三 名、同負傷者 〇〇名(未確 定たるも、存数 提出可能)に 対する請未払 金及公平慰金 等		九、五、六、九、四 り金額供託済
(6) 韓国人被徴用 勞務者に対する 請未払金供託 割合に對する 資料		供託済 一、四、四、〇、九 未供託分 四、四、〇、三
(7) 韓国人(日本 及旧日本占領 地域より帰國 の時對該地日 本官憲に強制 的に保管寄託 せる日本銀行 券日本軍票日 本政府紙幣等 の清算		日銀券 一、三、八、〇、六 証券証書 一、六、三、七
(8) 請未收金額目 別概算金額提 示並に日本 側資料と照合 依頼の件		
(一) 朝鮮電業株式 会社(支店)代 金前渡金		六、一、八、七
(二) 京城電氣株 式会社		三、二、〇、七
(三) 南鮮電氣株 式会社		八、〇、一
(四) 西鮮合同電氣 株式會社		一、三、三
(五) 豫池町電管団 馬車會社馬代 金前渡金		二、八、三
(六) 在外日本郵部 藏明の供託金		八、四、二
(七) 麻栗代金未收金 (日本軍主省外)		一、九、三、三
(八) 交通郵道費未 収金		一、二、九、八、六
(九) 林産物供託代 金未收金		三、一、九、八、〇
(一〇) 朝鮮食糧團 未收金		五、九、六、六
(一一) 水利組合連合 會同係未收金		五、三、九、九、五 八、九

(注) 本合計額には、金地金を除く、才一項の各項目及び才四項の(4)、(6)、(7)、才五項の(4)、(5)、(6)、(7)は算入されていない。

名、韓国側主張の金額の記載のないものについては、日本側調査額によった。

なお、韓国側が正式提示を当保している請求項目及びその概算金額としてあげて
いるもの次のとおり

(昭和二十八年度合議提示)

一、韓国人官吏に対する恩給等諸未払金

約 五〇〇、〇〇〇 千円

二、才三項所在の韓国人(法人をも含む)財産回収又は補償

三、(1) 日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

五〇九、四六一

(2) 日本人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

二一、二四一

(3) 日本法人並みに日本人に対する仮出金

一、一六五

(4) 日本法人並みに日本人の未納税金

一六二、二一〇

(5) 貿易補償金

一七、六一七

(6) 貿易保償金

一〇二、五七七

(7) 軍事行動に因る被害

二二六、三九八

(8) 強制徴収並みに疎開による被害

一、〇五五、六一二

(9) 一九四五年八月九日以後日本官吏の職務執行による被害

二二、五八五

(10) 強制供出による被害

一八四、八八〇

(11) 公共団体の破壊並みに企業整備による被害

三八、〇一〇

合計

一五、〇一〇、七六一

総計

三三、二七二、二八一

六 韓国国民(日本人を含む)の日本法人の株式又はその他の証券と法外に逃走すること	七 前記の総財産又は請求権より生じた結果失を返還すること	八 前記の返還又は請求権は決定成立後即時効力発生し、六ヶ月以内の請求すること										
合計												